



心優し

しいま





熱血マ〜

〜

# 人権





子どもの権利条約

世界の子どもたちの権利について定めた条約



unicef

unicef



ユニセフハウス  
unicef

5-6-12  
110



弁護士

大谷美紀子さん



# 子どもにはどんな権利があるの？ 「子どもの権利条約」

Convention on the Rights of the Child

子どもが、人間らしく、幸せに生きられ、健康に成長するために必要なことは、世界のどこに生まれても「おなじ」です。それを「子どもの権利」と呼びます。世界中すべての子どもが「子どもの権利」があり、だれもそれをうばいとることはできません。この「子どもの権利条約」です。日本をふくめ、世界196の国と地域がこの条約を守ることを約束しています。

- Article 1: 子どもの定義 (Definition of a child)
- Article 2: 差別なく (Non-discrimination)
- Article 3: 子どもの最善の利益 (Best interests of the child)
- Article 4: 締約国は本条約を履行するに必要と認めるところで、法律、慣習、行政手続、裁判手続、社会政策その他のあらゆる措置を講ずるものとする (States Parties shall take all appropriate measures to give effect to the rights recognized in the present Convention)
- Article 5: 締約国は本条約の趣旨を十分に理解し、子どもの権利を保護し、促進するに努めるものとする (States Parties shall ensure that the child's rights are protected and promoted)
- Article 6: 締約国は子どもの生命を保護し、健康を促進するものとする (States Parties shall ensure the survival and development of the child)
- Article 7: 子どもの名前、国籍、家族その他の身分を登録し、出生を証明し、子どもの権利を保護するものとする (States Parties shall register the child's name, nationality and family, and provide a birth certificate)
- Article 8: 子どもの権利を保護し、促進するものとする (States Parties shall ensure the child's rights are protected and promoted)
- Article 9: 子どもの親やその他の親戚と別居させること (Separation from family)
- Article 10: 子どもの親やその他の親戚と別居させること (Separation from family)
- Article 11: 子どもの親やその他の親戚と別居させること (Separation from family)
- Article 12: 子どもの意見を尊重する (Respect for the child's views)
- Article 13: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 14: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 15: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 16: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 17: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 18: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 19: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 20: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 21: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 22: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 23: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 24: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 25: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 26: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 27: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 28: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 29: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 30: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 31: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 32: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 33: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 34: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 35: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 36: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 37: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 38: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 39: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 40: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)
- Article 41: 子どもの表現の自由 (Freedom of expression)



すべての子どもに





権利 = 安心して生きていけること







## 子どもの権利ってなに？

子どもが、人間らしく、幸せに生

世界中すべての子どもに生まれながらに「子ども

どんな権利をもっているのかを定めたのが「子どもの権利条約」

第2条  
差別の禁止



第3条  
子どもにもっともよいことを



第4条  
国の義務



第5条  
親の指導を尊重



第6条  
生きる権利・育つ権利



第14条  
プライバシー  
名誉の保護



第17条  
適切な情報の入手



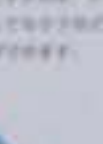
第18条  
子どもの養育は  
まず親に責任



第19条  
あらゆる暴力  
からの保護



第20条  
家庭  
子ども




第30条  
少数民族・先住民  
の子ども




第31条  
休み、遊ぶ権利



第32条  
経済的搾取・有害な  
労働からの保護



第33条  
麻薬・覚せい剤  
などからの保護



おとなと同じように権利がある



命が守られ成長できること





子どもの権利ってなに？



どんな子でも同じように権利がある



# Future



子どもにとって一番よいことを考える





子どもの意見を聞く



# パキスタン

子どもの権利条約ってなに？



子どもの権利条約ってなに？



子どもの権利条約ってなに？





子どもの権利条約ってなに？

イエメン

アナスくん



子どもの権利条約ってなに？



子どもの権利条約ってなに？



# 子どもの権利条約

1989年制定



こどもの  
けんり

子どもの権利条約ってなに？

1986

の国と地域





元気に育つためには  
何が必要？



の国にいる親と  
る権利)

にいる親と子どもが  
にくらしたりするため  
きるよう配慮します。



良心・宗教の

良心・宗教の自由  
をもっています。



**第11条**【よその国に  
連れられない権利】

国は、子どもが国の外へ連れされたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。



**第12条**【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



**第17条**【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



**第18条**【子どもの養育は  
まず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



**第19条**【あらゆる暴力から  
保護】

どんなかたちであれ、子どもたをふるわれたり、不当な扱いを受けたりすることがないように、子どもを守らなければなりません。



**第15条**【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。



**第16条**【プライバシー・名誉の  
保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。



**第21条**【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



**第22条**【難民の子ども】

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



**第23条**【障がいのある子  
心やからだに障がいがある子  
尊厳が守られ、自立し、社会  
しながら生活できるよう、教育  
練、保健サービスなどを受け



**子どもの権利条約 第1~40条**





子どもの権利を広めるには？

# こども基本法

すべてのこどもの権利が守られ  
幸せにくらせる社会を目指す。

